



表(1)令和8年度国保料の料率

	区分	令和8年度	令和7年度	差引
医療分	所得割率	8.98%	8.98%	0.00%
	均等割額	26,060円	26,060円	0円
	平等割額	27,270円	27,270円	0円
	賦課限度額	670,000円	660,000円	10,000円
支援分	所得割率	2.96%	3.02%	△0.06%
	均等割額	9,190円	9,170円	20円
	平等割額	9,300円	9,420円	△120円
	賦課限度額	260,000円	260,000円	0円
介護分	所得割率	2.69%	2.69%	0.00%
	均等割額	7,760円	7,760円	0円
	平等割額	6,100円	6,100円	0円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	0円
子ども分	所得割率	0.31%	-	0.31%
	均等割額	930円	-	930円
	18歳以上被保険者均等割額	50円	-	50円
	平等割額	940円	-	940円
	賦課限度額	30,000円	-	30,000円

※子ども分の18歳以上被保険者均等割とは、18歳未満被保険者の均等割額を減額する代わりに、18歳以上被保険者が負担する(上乗せの)保険料をいいます

令和8年度国民健康保険料のしくみ 国保が守るみんなの健康

城陽市国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるための制度で、加入者の国保料と国・府・市の負担金などの公費(税金)によって医療費がまかなわれています。市では、令和8年4月1日現在で、8536世帯、12082人が国保に加入しています。今回は、国民健康保険制度の国保料のしくみについてお知らせします。

国保料の負担

国保に加入しているみなさんに納めていただく国保料は医療分・支援分・介護分・子ども分に分かれています。「医療分」は加入者の医療にかかる分、「支援分」は後期高齢者医療を支える分、「介護分」は40〜64歳までの国保加入者に係る介護保険(第2号被保険者)の分です。また、「子ども分」は子どもや子育て世帯を社会全

体で支える分です。それぞれの負担の考え方は、医療分は京都府全体の医療費の見込みの内、城陽市の被保険者が負担する金額から、府・市の負担金などを差し引いた残りを加入者が負担し合うものです。また、支援分は後期高齢者の医療にかかる医療費について、介護分は介護保険にかかる納付金について、子ども分は子ども・子育て支援にかかる納付金について負担し合うものです。

国保料の料率

国保料として納めていただくのは、医療分と支援分、介護分、子ども分それぞれの所得割額・均等割額・平等割額と、子ども分の18歳以上被保険者均等割

医療分と支援分、介護分、子ども分を合わせた国保料の額は「令和8年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」により、6月15日付けで世帯主宛てに通知します。

令和8年度からの新たな負担「子ども分」

令和8年度から、従来の国保料に子ども・子育て支援納付金分(子ども分)が新たに加算され、ご負担いただくこととなります。この子ども分は、全ての世代や企業から拠出したき、子どもや子育て世帯を社会全体で支える子ども・子育て支援金制度に必要な費用に充てられます。具体的には、児童手当の拡充、妊婦のための就業給付、育児時短も通園制度、育児期間中の国民年金保険料免除などに活用されます。詳しくは次の二次元コードから市ホームページをご覧ください。



国保料の限度額

このように、国保料は世帯の所得や加入者

国保料の計算方法

国保料は、加入者全員の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。「令和8年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届いたら、表(1)〜(2)を参考に、ご自身で計算してみてください。

国保料の変更

年度の途中で世帯や加入者などに変更があったときは、国保料を月単位で計算し、届出の翌月以降に「国民健康保険料納入決定・更正通知書」(変更の通知)を送付します。国保料は、加入の届出をした日からではなく国保の資格を取得した月から、資格を失った月の前月までの計算となります。

国保料の軽減

所得の申告に基づいて自動的に判定する低所得者の均等割額・平等割額の軽減があります。

75歳になる月の前月までの国保料で計算して通知しています。後期高齢者医療の保険料は75歳になる月の翌月以降に別途通知します。

表(2)国保料の計算方法

国保料 = 医療分 + 支援分 + 介護分 + 子ども分

$$\begin{matrix} \text{医療分} \\ \text{支援分} \\ \text{介護分} \\ \text{子ども分} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{加入者全員の} \\ \text{基準総所得額} \end{matrix} \times \text{所得割率} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{加入者数} \times \text{均等割額} \end{matrix} + \text{平等割額}$$

※基準総所得額 = 総所得金額など - 基礎控除金額(43万円(前年の合計所得が2,400万円を超えると段階的に減少します))

※介護分は、40〜64歳までの国保加入者にかかります

※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

(例)世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合

(世帯主の所得の種別は「給与」所得、妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得金額	低所得者の軽減割合	医療分	支援分	介護分	子ども分	国保料(合計)
43万円	7割	31,600円	11,000円	4,100円	800円	47,500円
128万円	5割	129,000円	43,500円	29,700円	4,000円	206,200円
199万円	2割	224,400円	75,600円	53,000円	7,100円	360,100円
300万円	-	336,200円	112,900円	82,900円	10,800円	542,800円
600万円	-	605,600円	201,700円	163,600円	20,100円	991,000円

国保料の過年度新規分

前年度・前々年度にさかのぼって国保の資格を取得した場合や、前々年度などの所得が変更された場合には、その年度の国保料が「令和8年度過年度新規分」として賦課されることとなります。通知書は、過年度新規分と令和8年度分の2通または3通送付される場合があります。



国保料の特別徴収

令和8年度の国保料の特別徴収(年金からの天引き)が、令和8年4月支給分の年金から始まっています。

4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を令和8年4月1日付けで送付しています。

特別徴収の対象は、次の①③全てに該当する世帯主です。

①国保加入者全員が65歳以上の世帯

②年金支給額が年額18万円以上の世帯

③介護保険料と国保料の合計金額が基礎年金支給額の2分の1を超えない世帯

ただし、これまで口座振替により国保料を滞りなく納付されている場合は、引き続き口座振替で納付できます。

特別徴収対象世帯の世帯主が75歳に到達する年度は、納付書でのお支払いに戻りますのでご注意ください。

国保料の納付は口座振替で

市役所にて「Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス」を実施しています。銀行の届出印が不要で、専用端末にキャッシュカードを通して暗証番号を入力するだけで手続きが完了するサービスです。

ペイジーが利用できる金融機関 京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行・郵便局、京都やましろ農業協同組合

※上記以外の市の取扱金融機関を利用したい場合、通帳等を持参のうえ直接金融機関へ「口座振替依頼書」を提出してください

国保料の特別徴収からの変更

特別徴収で国保料を納めている人は、支払方法を口座振替に変更することができません。

「口座振替への変更方法」ペイジー口座振替受付サービスまたは次の①②の手順

①金融機関へ届出をする

②「持ち物 通帳、届出印、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)(以下「通帳等」という。)

および令和8年度国民健康保険料納入決定・更正通知書

③①の届け出後、国保医療課へ届出をする

▼持ち物 本人確認書類、口座振替依頼書(本人控え)

※7月末までに届出をした場合、10月支給分の特別徴収を中止できます

※納付書払いへの変更は不可

スマートフォンアプリによる納付

国保料を納付書で納めている場合、Pay

Pay、d払い、au PAYで国保料が納付できます。

アプリをダウンロードしたスマートフォンで納付書のバーコードを読み取ってお支払いください(事前にチャージが必要)。

※領収書への押印不可

国保料を滞納すると

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を所有していない人には、これまでの被保険者証に代えて資格確認書を交付しますが、国保料が未納であるにもかかわらず納付や相談がない場合は、その未納期間に応じて医療費を一度全額お支払いいただく必要がある資格確認書(特別療養費)の交付となる場合があります。

国保料の納付が困難な場合には、納付相談を京都地方税機構「☎(39)3371」にて行っていますので、お早めにご相談ください。

国保料の納付が困難な場合は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70〜74歳の、またはその人と同一の世帯に属する70〜74歳の、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付していますので、資格確認書で医療機関にかかる場合は、高齢受給者証をあわせて提示してください。なお、マイナ保険証を所有している人には高齢受給者証に代えて「資格情報のお知らせ」を交付して

国保に加入している被保険者が出産すると、出産育児一時金として50万円が支給されます。※妊娠週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は、支給額が48・8万円となります

70〜74歳の人の医療

70〜74歳の人の窓口負担は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70〜74歳の、またはその人と同一の世帯に属する70〜74歳の、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付していますので、資格確認書で医療機関にかかる場合は、高齢受給者証をあわせて提示してください。なお、マイナ保険証を所有している人には高齢受給者証に代えて「資格情報のお知らせ」を交付して

国保料の納付が困難な場合は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70〜74歳の、またはその人と同一の世帯に属する70〜74歳の、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付していますので、資格確認書で医療機関にかかる場合は、高齢受給者証をあわせて提示してください。なお、マイナ保険証を所有している人には高齢受給者証に代えて「資格情報のお知らせ」を交付して

国保料の納付が困難な場合は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70〜74歳の、またはその人と同一の世帯に属する70〜74歳の、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付していますので、資格確認書で医療機関にかかる場合は、高齢受給者証をあわせて提示してください。なお、マイナ保険証を所有している人には高齢受給者証に代えて「資格情報のお知らせ」を交付して

国保料の納付が困難な場合は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70〜74歳の、またはその人と同一の世帯に属する70〜74歳の、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付していますので、資格確認書で医療機関にかかる場合は、高齢受給者証をあわせて提示してください。なお、マイナ保険証を所有している人には高齢受給者証に代えて「資格情報のお知らせ」を交付して

国保料の納付が困難な場合は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70〜74歳の、またはその人と同一の世帯に属する70〜74歳の、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付していますので、資格確認書で医療機関にかかる場合は、高齢受給者証をあわせて提示してください。なお、マイナ保険証を所有している人には高齢受給者証に代えて「資格情報のお知らせ」を交付して

国保料の納付が困難な場合は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70〜74歳の、またはその人と同一の世帯に属する70〜74歳の、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付していますので、資格確認書で医療機関にかかる場合は、高齢受給者証をあわせて提示してください。なお、マイナ保険証を所有している人には高齢受給者証に代えて「資格情報のお知らせ」を交付して

国保料の納付が困難な場合は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70〜74歳の、またはその人と同一の世帯に属する70〜74歳の、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付していますので、資格確認書で医療機関にかかる場合は、高齢受給者証をあわせて提示してください。なお、マイナ保険証を所有している人には高齢受給者証に代えて「資格情報のお知らせ」を交付して

国保料の納付が困難な場合は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70〜74歳の、またはその人と同一の世帯に属する70〜74歳の、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付していますので、資格確認書で医療機関にかかる場合は、高齢受給者証をあわせて提示してください。なお、マイナ保険証を所有している人には高齢受給者証に代えて「資格情報のお知らせ」を交付して

難な人 ○雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年の所得が前年所得に比べ減少している人

○給付制限を受けている人(拘留所などに拘禁されている人)

※申請月以降の国保料の所得割額が対象です(給付制限を除く)

出産育児一時金

国保に加入している被保険者が出産すると、出産育児一時金として50万円が支給されます。※妊娠週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は、支給額が48・8万円となります

70〜74歳の人の医療

70〜74歳の人の窓口負担は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70〜74歳の、またはその人と同一の世帯に属する70〜74歳の、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付していますので、資格確認書で医療機関にかかる場合は、高齢受給者証をあわせて提示してください。なお、マイナ保険証を所有している人には高齢受給者証に代えて「資格情報のお知らせ」を交付して

70〜74歳の人の医療

70〜74歳の人の窓口負担は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70〜74歳の、またはその人と同一の世帯に属する70〜74歳の、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付していますので、資格確認書で医療機関にかかる場合は、高齢受給者証をあわせて提示してください。なお、マイナ保険証を所有している人には高齢受給者証に代えて「資格情報のお知らせ」を交付して

70〜74歳の人の医療

70〜74歳の人の窓口負担は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70〜74歳の、またはその人と同一の世帯に属する70〜74歳の、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付していますので、資格確認書で医療機関にかかる場合は、高齢受給者証をあわせて提示してください。なお、マイナ保険証を所有している人には高齢受給者証に代えて「資格情報のお知らせ」を交付して

70〜74歳の人の医療

70〜74歳の人の窓口負担は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70〜74歳の、またはその人と同一の世帯に属する70〜74歳の、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付していますので、資格確認書で医療機関にかかる場合は、高齢受給者証をあわせて提示してください。なお、マイナ保険証を所有している人には高齢受給者証に代えて「資格情報のお知らせ」を交付して

70〜74歳の人の医療

70〜74歳の人の窓口負担は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70〜74歳の、またはその人と同一の世帯に属する70〜74歳の、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付していますので、資格確認書で医療機関にかかる場合は、高齢受給者証をあわせて提示してください。なお、マイナ保険証を所有している人には高齢受給者証に代えて「資格情報のお知らせ」を交付して

70〜74歳の人の医療

70〜74歳の人の窓口負担は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が14.5万円以上の70〜74歳の、またはその人と同一の世帯に属する70〜74歳の、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付していますので、資格確認書で医療機関にかかる場合は、高齢受給者証をあわせて提示してください。なお、マイナ保険証を所有している人には高齢受給者証に代えて「資格情報のお知らせ」を交付して

国保医療課「☎(56)4038」から電話で連絡をしますので、ご協力をお願いします。

マイナンバーカードの被保険者証利用

城陽市国保では、マイナ保険証の所有状況により、国保加入の届出時に「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付しています。

マイナ保険証所有 ↓「資格情報のお知らせ」(資格情報通知書) ↓「資格確認書」

マイナ保険証を利用すると、データに基づくより良い医療が受けられることをはじめ様々なメリットがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

マイナ保険証の所有の有無にかかわらず、これまでどおり保険診療を受けられます

※医療費助成のオンライン資格確認に対応する一部の医療機関・薬局でマイナ保険証を福祉医療などの受給者証として利用できるようになります

※マイナ保険証の所有の有無にかかわらず、これまでどおり保険診療を受けられます

※医療費助成のオンライン資格確認に対応する一部の医療機関・薬局でマイナ保険証を福祉医療などの受給者証として利用できるようになります

※マイナ保険証の所有の有無にかかわらず、これまでどおり保険診療を受けられます

※医療費助成のオンライン資格確認に対応する一部の医療機関・薬局でマイナ保険証を福祉医療などの受給者証として利用できるようになります

※マイナ保険証の所有の有無にかかわらず、これまでどおり保険診療を受けられます

※医療費助成のオンライン資格確認に対応する一部の医療機関・薬局でマイナ保険証を福祉医療などの受給者証として利用できるようになります

※マイナ保険証の所有の有無にかかわらず、これまでどおり保険診療を受けられます

※医療費助成のオンライン資格確認に対応する一部の医療機関・薬局でマイナ保険証を福祉医療などの受給者証として利用できるようになります

※マイナ保険証の所有の有無にかかわらず、これまでどおり保険診療を受けられます

※医療費助成のオンライン資格確認に対応する一部の医療機関・薬局でマイナ保険証を福祉医療などの受給者証として利用できるようになります

国保医療課「☎(56)4038」から電話で連絡をしますので、ご協力をお願いします。

ウォーキングアプリで楽しく健康づくりを!

城陽市国保では、楽しく健康づくりをしてもらうため、スマートフォン上のウォーキングアプリ「aruku&アプリ」(あるくと)を利用した事業を実施しています。

アプリの中で城陽市の団体コード「Joyo Kokuho2」を入力し登録をお願いします。

なお、すでに城陽市を団体登録している人は再度登録する必要はありませんので、そのままご利用ください。

城陽市のイベント

(7月・10月・1月実施)で目標を達成すると、城陽市独自の特典が抽選で当たります。

特典は特産品を使用したお菓子や小・中学校への寄付などさまざまです。

※団体登録はどなたでも可能ですが、特典に応募できるのは城陽市国保の被保険者のみです。

詳しくは、6月15日付けで送付する国保料の通知に案内チラシを同封していますのでご確認ください。

各種がん検診の受診費用助成

各種がん検診(大腸がん・前立腺がん・胃がん(胃カメラ)・子宮頸がん・乳がん)を実施しています。

受診時点で国保に加入している場合、医療機関で負担した検診費用は、申請により国保から還付します。還付手続きに必要な「受診費用助成申請書」(ハガキ)を5月22日付けで送付しています。届いていない場合は国保医療課までご連絡ください。令和8年度より、オンラインでも還付申請が可能となりました。詳しくは「受診費用助成申請書」(ハガキ)をご覧ください。

宮頸がん・乳がん)を実施しています。

受診時点で国保に加入している場合、医療機関で負担した検診費用は、申請により国保から還付します。還付手続きに必要な「受診費用助成申請書」(ハガキ)を5月22日付けで送付しています。届いていない場合は国保医療課までご連絡ください。令和8年度より、オンラインでも還付申請が可能となりました。詳しくは「受診費用助成申請書」(ハガキ)をご覧ください。

受診時点で国保に加入している場合、医療機関で負担した検診費用は、申請により国保から還付します。還付手続きに必要な「受診費用助成申請書」(ハガキ)を5月22日付けで送付しています。届いていない場合は国保医療課までご連絡ください。令和8年度より、オンラインでも還付申請が可能となりました。詳しくは「受診費用助成申請書」(ハガキ)をご覧ください。

受診時点で国保に加入している場合、医療機関で負担した検診費用は、申請により国保から還付します。還付手続きに必要な「受診費用助成申請書」(ハガキ)を5月22日付けで送付しています。届いていない場合は国保医療課までご連絡ください。令和8年度より、オンラインでも還付申請が可能となりました。詳しくは「受診費用助成申請書」(ハガキ)をご覧ください。

特定健診が無料で受けられます

40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、10月31日まで特定健康診査(特定健診)を実施しています。対象者には個別に通知しています。

国保の加入者は受診費用が無料です。日ごろの健康管理のために、ぜひこの機会に受診してください。

※マイナ保険証または資格確認書を持参の上、受診してください

※市の実施する人間ドック受診補助を利用する場合、特定健診は受けられません

※後期高齢者医療被保険者も健康診査を無料で受けられます



詳しくはこちら

健診を受けよう!



じょうりんちゃん

人間ドック・脳ドック受診補助受付中

インターネットで申込が可能です!

- 対象…次の全てに該当する人
・市国保に1年以上継続加入している
・前年度および当該年度に市ドック補助を利用していない
・当該年度において、市が実施する特定健診または大腸・肺・胃がん検診との重複受診がない
・35〜74歳で入院または妊娠していない
・国保料の滞納がない、または納付相談の上、納付計画履行中

- 補助内容…人間ドック、脳ドック ※併用も可
○補助額…市ドック費用の7割相当額

- 対象…次の全てに該当する人
・後期高齢者医療の被保険者 ※国民健康保険で対象となる場合を除く
・入院していない
・当該年度に市ドック補助を利用していない
・当該年度において、市が実施する健康診査または大腸・肺・胃がん検診との重複受診がない

- 補助内容…人間ドックのみ、人間・脳ドック併用のいずれか ※脳ドックのみのコースはありません
○補助額…一律15,000円

いずれも受診期間は令和9年3月31日までです

いずれも12月28日(月)までにインターネットから申し込み。申し込みの入力操作が不安な人は国保医療課国保年金係の窓口で申し込み(電話不可)。

※上記の方法で申込が困難な人は郵送可
※市ドックの検査項目など、詳細は市ホームページをご覧ください

※申込前に受診した費用は補助できません
※人間ドックと特定健診などの両方を受診した場合、特定健診等は全額自己負担



詳しくはこちら